



第156期

定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2020年6月23日（火曜日）
午前10時

開催
場所

鳥取市永楽温泉町171番地
当行本店3階ホール

決議
事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりますお土産は取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。また、会場の座席の間隔を拡げることから、十分なお席が確保できない可能性がございます。つきましては、郵送・インターネットによる事前の議決権行使のご活用もお願い申し上げます。

目次

第156期定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
第156期事業報告	5
計算書類	23
連結計算書類	26
監査報告書	29
株主総会参考書類	35

株式会社鳥取銀行

証券コード：8383

株主各位

鳥取市永楽温泉町171番地
株式会社 鳥取銀行
取締役頭取 平井耕司

第156期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第156期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2020年6月22日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使いただくようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時

2. 場 所 鳥取市永楽温泉町171番地

当行本店3階ホール

※裏表紙の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

3. 目的事項

報告事項

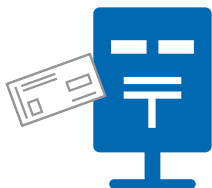
- 第156期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、計算書類および連結計算書類の内容報告の件
- 会計監査人および監査役会の第156期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役8名選任の件

当日ご出席いただけない場合の議決権行使のご案内

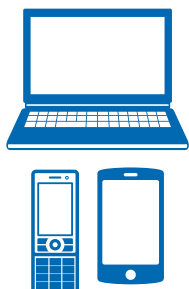


■ 郵送（議決権行使書）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2020年6月22日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



■ 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使

インターネットにより **議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細につきましては、3頁から4頁までの「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧いただきますようお願い申し上げます。

行使期限

2020年6月22日（月曜日）
午後5時30分まで

また、郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

■ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

■ 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の**当行ウェブサイト** (<https://www.tottoribank.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

① 計算書類の「個別注記表」 ② 連結計算書類の「連結注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役および会計監査人が監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。

■ 事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の**当行ウェブサイト** (<https://www.tottoribank.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使期限

2020年
6月22日（月曜日）
午後5時30分まで

QRコードを読み取る方法（スマートフォンの場合）

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

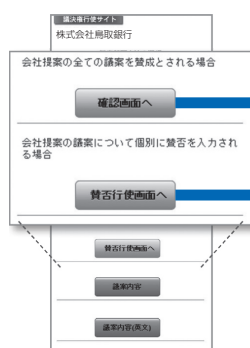
1 QRコードを読み取る

「ログイン用QRコード」
はこちら



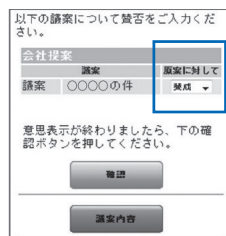
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2 議決権行使方法を選ぶ



議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って
行使完了です。

2回目以降のログインの際は…

次頁の記載のご案内に従ってログインしてください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

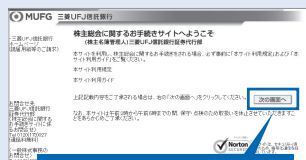
機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、下記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

STEP1

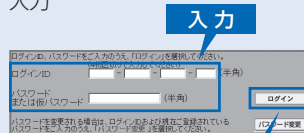
議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次の画面へ」をクリック

STEP2

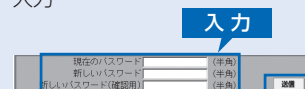
お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

STEP3

「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



送信をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■ ご注意事項

1. 議決権行使サイトについて

パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

添付書類

第156期（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

当行の主要な事業内容

当行の本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等を行い、地域に密着した営業活動を展開しております。

国内経済

2019年度の国内経済は、世界経済の減速を背景に輸出や生産活動が弱含んだ一方で、内需の堅調さと雇用・所得環境の改善を主因に、年内は緩やかな回復基調が続きました。

しかし、年明けから流行した新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、景気にも大きな影響が出ているなど、今後も状況を注視していく必要があります。

次に金融市場では、緩和的環境のもと日経平均株価は一時2万4千円台まで上昇しましたが、「コロナショック」を受け3月中旬には1万6千円台まで急落しました。その後、世界各国の金融財政政策を背景に、年度末には1万8千円台後半まで回復したものの、依然として不安定な相場環境が続いています。また、政府は、新型コロナウイルスの影響により売上が減少した事業者等に対する資金繰り支援として、実質無利子・無担保の融資を導入したほか、事業継続のための給付金等の支援策を打ち出しましたが、中小企業や小規模事業者を中心に倒産の増加が懸念されるなど、予断を許さない状況となっています。

県内経済

鳥取県経済をみますと、引き続き雇用環境が改善したものの、消費税増税や暖冬の影響もあり、消費や生産などで弱い動きが続きました。また、年明け以降は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、製造業ではサプライチェーンの寸断により原材料の輸入が滞ったことで一部工場を停止するなどの影響がみられたほか、観光産業においては、政府の外出自粛要請やインバウンド需要の減退により観光客が減少し、複数の宿泊施設や飲食店が休業を余儀なくされるなど、様々な業種で大きな影響が出ています。

当行の業績

このような環境の下、当行は役職員一体となって業績の進展と内容の充実に努めました結果、以下のような業績となりました。

財政状態につきましては、貸出金は、個人向け及び中小企業向け貸出を中心に前期末比38億57百万円増加し、7,786億76百万円となりました。有価証券は、国債やその他証券の減少などから前期末比175億46百万円減少し、1,036億89百万円となりました。預金は、法人預金と公金預金の減少により前期末比141億42百万円減少し、9,346億51百万円となりました。

経営成績につきましては、利回り低下に伴う貸出金利息や有価証券利息配当金の減少などによる資金運用収益の減少や国債等債券売却益の減少等によって、経常収益は前期比5億99百万円減少の132億86百万円となりました。経常費用は、与信関連費用が増加した一方、資金調達費用の減少や経費の節減などから前期比4億48百万円減少の118億37百万円となりました。この結果、経常利益は前期比1億50百万円減少の14億49百万円、当期純利益は前期比44百万円減少の8億94百万円を計上いたしました。

当行が対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化の進行、中小企業の人手不足や後継者問題、異業種の参入に加えて、日本銀行のマイナス金利政策の下で、収益環境や競争環境は厳しさを増しております。さらに、年明けから流行した新型コロナウイルスの感染拡大により、観光産業をはじめとした様々な業種で大きな影響が出ています。

こうした中、当行では、2018年度から2020年度までの3年間を計画期間とする中期経営計画「NEXT VALUE」を策定し、2018年4月よりスタートしております。

本計画では、「地元への積極的な資金供給による地域経済の活性化」「本業支援とコンサルティングを通じたお客さま本位の業務運営」という基本方針のもと、利ザヤの縮小や人口減少といった経営課題に対して、営業力強化と生産性向上を両立させることにより、収益力の強化を図るとともに、顧客本位のビジネスモデルを実践し、「未来への変革に挑み、お客さま・地域との共通価値を創造（CSV：Creating Shared Value）する銀行」を目指してまいります。

計画2年目となる2019年度は、低金利環境が続く中、業容拡大や経費削減に努め、一定の収益と健全性を確保しておりますが、最終年度である2020年度計数目標につきましては、中小企業向け貸出金残高が計画を上回り順調に増加している一方、金利水準や経営環境が計画策定時から大きく乖離していることから、最終年度における計数目標を見直しております。

<中期経営計画の計数目標（最終年度：2020年度）>

項目	2020年度		(ご参考) 2019年度実績
	修正前目標	修正後目標	
中小企業向け貸出金残高	2,350億円	2,500億円	2,452億円
投資信託残高	435億円	435億円	345億円
非金利収益比率	12.6%	12.6%	10.3%
当期純利益	10億円	7億円程度	8.9億円

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	9,268	9,367	9,487	9,346
定期性預金	5,019	4,838	4,738	4,430
その他	4,249	4,529	4,749	4,915
貸 出 金	7,389	7,631	7,748	7,786
個人向け	2,336	2,438	2,440	2,466
中小企業向け	2,073	2,183	2,304	2,452
その他	2,978	3,009	3,002	2,866
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
有 価 証 券	1,667	1,444	1,212	1,036
国 債	553	433	240	186
その他	1,114	1,011	971	850
社 債	—	—	—	—
総 資 産	10,064	10,094	10,167	10,031
内 国 為 替 取 扱 高	43,527	43,702	44,748	42,912
外 国 為 替 取 扱 高	163百万ドル	328百万ドル	348百万ドル	348百万ドル
経 常 利 益	1,931百万円	1,832百万円	1,599百万円	1,449百万円
当 期 純 利 益	1,294百万円	1,094百万円	938百万円	894百万円
1株当たり当期純利益	138円24銭	116円83銭	100円17銭	95円49銭

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

3. 2016年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	685人	716人
平 均 年 齢	37年10月	37年4月
平 均 勤 続 年 数	15年1月	14年8月
平 均 給 与 月 額	304千円	298千円

注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
鳥 取 県	店 53 うち出張所 (11)	店 53 うち出張所 (11)
島 根 県	5 (一)	5 (一)
岡 山 県	4 (一)	4 (一)
広 島 県	1 (一)	1 (一)
大 阪 府	1 (一)	1 (一)
東 京 都	1 (1)	1 (1)
合 計	65 (12)	65 (12)

注1. 上記のほか、当年度末において駐在員事務所を1か所（前年度末1か所）、店舗外現金自動設備を85か所（前年度末86か所）設置しております。

また、株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を49,080か所（前年度末49,185か所）設置しております。

2. 当年度において、鳥取市役所庁舎新築移転のため鳥取市役所支店（鳥取市）を新庁舎内に移転いたしました。

□. 当年度新設営業所
該当ありません。

注. 当年度において、倉吉市役所第2庁舎（倉吉市）に店舗外現金自動設備を設置いたしました。また鳥取市役所第2庁舎（鳥取市）、旧倉吉東支店（倉吉市）の同設備を廃止いたしました。

ハ. 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	483
---------------	-----

□. 重要な設備の新設等
該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況
該当ありません。

□. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	設 立 年月日	資本金	当行が有 する子会 社等の議 決権比率	その他
株 式 会 社 と り ぎ ん カードサービス	鳥取市扇町 9 番地 2	クレジットカードに関する 業務 上記に係る金銭の貸付に関 する業務	1990年 6月11日	百万円 90	% 65	連 結
と り ぎ ん リ ー ス 株 式 会 社	鳥取市扇町 9 番地 2	企業が必要とする動産・ 機械設備等のリース及び 売買(割賦販売等含む)	1984年 10月1日	30	5	持分法
と っ と り キャピタル 株 式 会 社	鳥取市扇町 9 番地 2	有価証券の取得・保有並び に売却 経営コンサルティング業務 企業の合併並びに業務提携 等の斡旋等	1997年 6月11日	50	5	持分法

注 1. 上記重要な子会社等の連結対象 1 社及び持分法適用対象 2 社との連結決算を行っております。

2. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 重要な業務提携の概況

①地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称 A C S）を行っております。

②地方銀行64行は、民間金融機関（地方銀行、都市銀行、信用金庫など9業態）相互間の C D ・ A T M オンライン提携ネットワークである全国キャッシュサービス（略称 M I C S）に参加しております。

③地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称 C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	そ の 他
宮 崎 正 彦	代表取締役会長	一般社団法人鳥取県経営者協会会長	
平 井 耕 司	代表取締役頭取		
山 上 恵 吾	取締役常務執行役員		
小野澤 弘 成	取締役常務執行役員		
福 田 智 博	取締役常務執行役員		
山 脇 彰 子	取締役（社外役員）		
芦 崎 武 志	取締役（社外役員）		
北 村 充 晴	取締役（社外役員）		
田 口 昌 浩	常 勤 監 査 役		
高 橋 敬 一	監査役（社外役員）	有限会社高橋会計事務所代表取締役	財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
中 山 博 雄	監査役（社外役員）		
榎 本 武 利	監査役（社外役員）		

注 1. 取締役山脇彰子、芦崎武志、北村充晴の3氏（社外役員）及び監査役高橋敬一、中山博雄の2氏（社外役員）は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

2. 取締役芦崎武志氏は、2020年3月31日付でauカブコム証券株式会社（旧カブドットコム証券株式会社）取締役会長を退任しております。

(事業年度中に退任した役員)

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職
穂 山 誠	2019年6月10日	辞任	取締役専務執行役員
足 立 日出男	2019年6月14日	辞任	取締役専務執行役員
西 川 和 彦	2019年6月25日	任期満了	取締役（社外役員）
吉 田 泰 弘	2019年6月25日	任期満了	常勤監査役
谷 口 結城男	2019年6月25日	任期満了	監査役
久保井 一 匡	2019年6月25日	任期満了	監査役（社外役員）

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	11名	131
監査役	7名	23
計	18名	155

注. 2008年6月24日開催の第144期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額を年額40百万円以内と決議いただいております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
山 脇 彰 子	会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
芦 崎 武 志	
北 村 充 晴	
高 橋 敬 一	
中 山 博 雄	
榎 本 武 利	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
山 脇 彰 子	
芦 崎 武 志	
北 村 充 晴	
高 橋 敬 一	有限会社高橋会計事務所代表取締役
中 山 博 雄	
榎 本 武 利	

注1. 当行は有限会社高橋会計事務所と一般の銀行取引を行っております。

2. 取締役芦崎武志氏は、2020年3月31日付でauカブコム証券株式会社（旧カブドットコム証券株式会社）取締役会長を退任しております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
山 脇 彰 子	5年9カ月	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席しております。	出身の全日本空輸での初の女性支店長など豊富な経験から、当行の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
芦 崎 武 志	3年9カ月	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席しております。	銀行業務や債権管理に関する高度な知識と経験を有し、当行の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
北 村 充 晴	9カ月	就任後開催の取締役会10回のうち8回に出席しております。	IT分野における高度な知識と経験を有し、当行の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
高 橋 敬 一	2年9カ月	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に、監査役会10回のうち10回に出席しております。	公認会計士・税理士として培われた専門的見地から、当行の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
中 山 博 雄	9カ月	就任後開催の取締役会10回のうち9回に、監査役会8回のうち8回に出席しております。	弁護士として培われた高度な法律知識と豊富な経験を有し、当行の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
榎 本 武 利	9カ月	就任後開催の取締役会10回のうち9回に、監査役会8回のうち8回に出席しております。	岩美町長を歴任するなど、地方行政に長年携わった豊富な経験と高い見識を有し、当行の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計 (報酬以外の金額)	8名	25	—

(4) 社外役員の意見
該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	32,080千株
	普通株式	28,080千株
	第一種優先株式	2,000千株
	第二種優先株式	2,000千株
	発行済株式の総数	普通株式 9,619千株
(2) 当年度末株主数		6,646名

(3) 大 株 主

株主の上位10名は以下のとおりであります。

株 主 の 氏 名 又 は 名 称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託□）	417千株	4.46%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	342	3.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託□）	312	3.34
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	305	3.25
鳥 取 銀 行 従 業 員 持 株 会	264	2.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託□4）	235	2.51
中 国 電 力 株 式 会 社	229	2.45
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	222	2.37
大 樹 生 命 保 険 株 式 会 社	168	1.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託□5）	134	1.43

注. 持株比率は、自己株式（257千株）を控除して計算しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏 名 又 は 名 称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
太陽有限責任監査法人 指定有限責任社員 泉 淳 一 指定有限責任社員 河 島 啓 太 指定有限責任社員 石 上 卓 哉	36	監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

- 注 1. 会計監査人に、当行、当行子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計は、36百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合には、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と判断した場合には監査役全員の同意に基づき解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制

会社法第362条第4項第6号に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」についての基本方針の概要と運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保する体制の概要

①コンプライアンス体制

コンプライアンス（法令等遵守）につきましては、銀行の持つ社会的責任と公共性を強く認識し、経営の最重要課題の一つとしてとらえ、取締役が誠実にかつ率先垂範して取り組みます。

コンプライアンスの基本方針や態勢等について審議等を行うコンプライアンス・オペレーショナル・リスク管理委員会を設置します。また、統括部署として経営管理部内にコンプライアンス統括室を設置し、その下に本部各部の次席クラスをコンプライアンス統括室兼務調査役として配置するとともに、各本店にコンプライアンス責任者及び同担当者を配置します。

コンプライアンス態勢の整備・確立のために必要な基本的事項を「法令等遵守規定」に定め、これに則り、「鳥取銀行倫理規定」や「コンプライアンス・マニュアル」を制定の上、全役職員に配布・活用し、法令等違反の未然防止に努めます。

取締役会は、コンプライアンス実現のための実践計画である「コンプライアンス・リスク管理プログラム」を半期毎に制定し、担当部門を明確にした上で全行を挙げてその実践に努めます。コンプライアンス統括室は進捗状況について取締役会へ報告し、また、監査部はコンプライアンスの徹底・遵守状況を検証し、取締役会へ報告します。

行内でコンプライアンス違反を発見した場合、又はそのおそれがあると判断される場合の通報方法として、ホットライン（内部通報）制度を設け、行内外に通報窓口を設置しております。当行は通報者を擁護し、人事処遇等において不利益な取扱いをいたしません。

お客さまの保護及び利便の向上の観点や、業務の健全性及び適切性の観点から、「顧客保護等管理方針」を定め、組織体制や必要な内部管理規定を整備するとともに、お客さまの視点から業務を捉えなおし、不断に検証し改善していくことによって、管理態勢の整備・確立を図ります。

【反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備】

公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するとともに、これらの勢力からの不当要求には関係会社も含めた組織全体で対応いたします。

このため、「反社会的勢力対応規定」及び「コンプライアンス・マニュアル 反社会的勢力対応編」を制定し、経営管理部お客様センターを統括部署とし、本部及び各営業店に不当要求防止責任者を配置する等の行内体制を整備するとともに、各部署の役割を明確にします。また、反社会的勢力に関する情報収集、行員への研修活動、外部専門機関との緊密な連携等に努めます。

また、各種預金規定や約定書・契約書等に暴力団排除条項を盛り込み、預金・融資取引を含めすべての新規取引に応じないとともに、既存取引先が反社会的勢力と判明した場合は速やかに取引関係の解消に努めます。

②リスク管理体制

当行の業務運営におけるリスク管理の基本指針である「リスク管理統括規定」を制定し、当行における各リスクの所在と区分を定義するとともに、経営管理部を統括部署として各リスクの管理部署及び管理における取締役会をはじめとする各階層の役割と責任を明確化します。

「リスク管理統括規定」に基づき、経営陣の積極的な関与のもと、各リスク管理方針、諸規定等の整備、リスク管理手法・コントロール手法の高度化への取り組み、及びそのノウハウの蓄積と活用を行います。

各リスク管理部署は、主管するリスクの管理状況を定期的に又は必要に応じてリスク管理統括部署へ報告し、リスク管理統括部署は各種リスクの運営管理状況を集約し、有効性、適切性等を検証・評価して担当役員に報告するほか、定期的に取り締役会等に報告します。

監査部は、各部店について各種リスク管理方針及び管理規定等に基づいた適切な業務運営がなされているか等に関し、定期的、又は必要に応じて検査・監査を行い、定期的に取り締役会等に報告するとともに、必要に応じて関係部署に対し改善提言等を行います。

自己資本管理については、「自己資本管理規定」に基づき、経営統括部を管理部署として自己資本管理態勢の整備・確立に積極的に取り組みます。また、適正に自己資本比率を算定するとともに、自己資本充実度の評価における自己資本及びリスクを明確に定め、継続的に自己資本の充実度の評価、モニタリング及びコントロール等を行い、取締役会等へ報告し、リスクに見合った十分な自己資本を確保します。

不測の事態に即応するため「危機管理計画（コンティンジェンシープラン）」を整備し、各事象を想定した訓練の実施に努めます。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会及び経営会議等の重要会議の議事録は、各会議の事務局が行内規定等に基づき作成・保存します。

また、取締役が最終決裁権限者となる稟議書等も作成部署が適切に保存します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する基本方針を決定するとともに、適時適切に業務執行に関する報告を求め、業務執行に対する監督機能を果たします。

業務執行の迅速化及び機能化を目的に、執行役員制度を導入し、主に常務執行役員以上で構成する経営会議を原則月3回開催することで経営の意思決定・監督を行う取締役の機能と業務執行を行う執行役員の機能を分離し、それぞれの役割と責任の明確化及び効率的な経営の実現に努めます。

組織規定、業務分掌規定及び職務権限規定等を定め、組織全体の業務執行が適切かつ効率的に行われるよう整備します。

⑤当行グループにおける業務の適正を確保するための体制

当行と関係会社は、連結経営の健全性の確保かつ業務の適正な遂行のため、一体となってリスク管理並びにコンプライアンス態勢の確立等、内部統制システムの構築に努めます。

当行と関係会社は企業集団における業務の適正を確保するため、「関係会社連携規定」を定め、効率的な運営を通して相互の利益と発展に努めます。

当行は、ステークホルダーに対して当行グループの業績・活動を適切に開示するため、財務報告の信頼性を確保するために必要十分な内部統制を整備・運用します。

⑥監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査業務を補助すべき監査役スタッフを監査部内に置き、監査役スタッフの取締役からの独立性を確保するため、監査役スタッフは、「職務権限規定」に基づき、監査役以外からの指揮命令を受けないものとし、監査役スタッフの人事異動については、事前に監査役と協議を行います。

取締役及び使用人は、法律に定めた事項のほか、監査役会に報告すべき事項及び当行の経営に影響を及ぼす重要事項について、「監査役への報告基準」に基づき、監査役会へ報告します。また、監査役に対して、取締役会、経営会議等の重要会議及び経営会議の諮問機関として設置した各種委員会等への出席を求め、その内容について報告を行います。

当行の関係会社の役職員は、「関係会社連携規定」に基づき、当行監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

当行の関係会社の役職員は、法令等の違反行為等、当行又は当行の関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要事項については、「関係会社連携規定」に基づき、直ちに当行の経営統括部へ報告を行い、経営統括部長は当行監査役への報告を行います。

監査役へ報告を行った取締役及び使用人、並びに関係会社の役職員に対

し、「監査役への報告基準」、「関係会社連携規定」に基づき、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

監査役がその職務の執行について当行に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかにその費用の処理を行います。

当行は、監査役会及び会計監査人とそれぞれ定期的に会合を持ち、相互認識を深めるよう努める他、当行のリスク管理統括部門・コンプライアンス部門・内部監査部門は、監査役と連携をとることにより、監査役の監査の実効性確保に努めます。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

①コンプライアンス体制

①役員による支店コンプライアンス指導と支店長へのコンプライアンス・マネジメント指導を実施しました。

②2019年度はコンプライアンス、オペレーショナル・リスク管理委員会を9回開催し、コンプライアンス上の課題の抽出、及びその対応策について審議を行いました。

③マネー・ローndリング対策室は、マネー・ローndリング/テロ資金供与防止に関する更なる態勢強化を図るため、規定の見直しや営業部店への臨店指導を実施しております。

④2019年度は銀行業務に大きく影響のある民法改正について理解を深めるため、役員を対象とした外部講師による研修を実施したほか、営業店行員に対してはDVD視聴による、民法改正説明会を実施しました。

⑤内部通報制度の実効性強化のため、内部通報窓口を行内外に設置しており、行内通報窓口は経営管理部長（コンプライアンス統括室長）、外部通報窓口は外部の契約弁護士とし、全行員へ周知しております。

⑥「個人情報管理規定」や「利益相反管理規定」等を定め顧客保護管理態勢の整備・確立を図っております。

⑦反社会的勢力の取引排除については、アンチマネーローndリングシステムを利用し、入口での反社会的勢力との取引排除に努めています。

②リスク管理体制

①リスクに関する各種委員会を開催し、リスクの抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行うとともに定期的に取締役会に報告し協議を行いました。

②2019年度リスク管理方針に基づく施策の実施状況について評価を行うとともに、2020年度のリスク管理方針と自己評価を考慮した施策を策定しました。

③監査部は監査方針及び内部監査計画を策定し、取締役会で承認を得た上で

監査を実施しています。

㊦経営統括部は経営計画、資本計画等に基づき、自己資本充実に関する施策を必要に応じて取締役会等へ立案し各種施策を実行しました。

㊧2019年度は水害や津波発生時の態勢を整備したほか、日々高度化・巧妙化するサイバー攻撃の特性を考慮し、「サイバーインシデント対応マニュアル」についても見直しを行い、危機管理計画の整備を行いました。

また、震災やサイバー攻撃など、発生事象に応じたBCP訓練を定期的実施しており、実効性の向上に努めております。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役会や経営会議、各種委員会等の重要会議の議事録、及び取締役が最終決裁権限者となる稟議書等について各事務局において適切に保存しています。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は、13回開催しており、法令で定められた事項や経営に関する基本方針を決定するとともに、業務執行に関する報告を求め、業務執行に対する監督機能を果たしています。

②業務執行の迅速化及び機能化を目的に、執行役員会議を11回開催し、また主に常務執行役員以上で構成する経営会議を41回開催することで、経営の意思決定・監督を行う取締役の機能と業務執行を行う執行役員の機能を分離し、それぞれの役割と責任の明確化及び効率的な経営の実現に努めています。

③社外取締役は、取締役会における議論に積極的に関与するため、取締役会議案の事前説明や各種情報提供を適時受けています。

⑤当行グループにおける業務の適正を確保するための体制

①「関係会社連携規定」を制定し、当行及び関係会社で構成する当行グループの業務の適正を確保しています。

②当行は、関係会社のコンプライアンス体制の点検結果を受領するとともに、各社のコンプライアンスプログラムの目標設定と実施結果を確認しました。

⑥監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①「監査役への報告基準」、「関係会社連携規定」により、監査役へ報告をした当行役職員及び関係会社役職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを規定化しています。

②監査役に対し経営会議や取締役会、各種委員会への出席を求め、各部からの情報収集が可能な態勢となっているほか、代表取締役等は監査役及び会計監査人と年2回の意見交換を実施することにより相互認識を深めるとともに、監査役会と監査部並びに会計監査人は年2回定例の意見交換を行い、リスク統括部門・コンプライアンス部門は監査役と年2回の決算監査面談時のほか、随時連携を行うことで監査役の監査の実効性確保に努めています。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第156期（2020年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け	85,119	預 金	934,651
現 金	13,772	当 座 預 金	30,152
預 け 金	71,347	普 通 預 金	450,708
有 価 証 券	103,689	貯 蓄 預 金	4,053
国 債	18,670	通 知 預 金	2,585
地 方 債	55,591	定 期 預 金	441,514
社 債	21,628	定 期 積 金	1,565
株 式	5,100	そ の 他 の 預 金	4,071
そ の 他 の 証 券	2,698	コ ー ル マ ネ	60
貸 出 金	778,676	借 用 金	5,000
割 引 手 形 付	3,204	借 入 金	5,000
手 形 貸 付	10,870	外 国 為 替	26
証 書 貸 付	672,996	売 渡 外 国 為 替	24
当 座 貸 越	91,605	未 払 外 国 為 替	1
外 国 為 替	442	そ の 他 の 負 債	6,192
外 国 他 店 預 け	280	未 払 法 人 税 等	99
取 立 外 国 為 替	161	未 払 費 用	479
そ の 他 資 産	11,605	前 受 収 益	504
前 払 費 用	48	給 付 補 填 備 金	0
未 収 収 益	789	金 融 派 生 商 品	44
金 融 派 生 商 品	49	リ ー ス 債 務	870
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	10,000	そ の 他 の 負 債	4,193
そ の 他 の 資 産	717	賞 与 引 当 金	457
有 形 固 定 資 産	10,661	退 職 給 付 引 当 金	1,590
建 物	2,991	偶 発 損 失 引 当 金	311
土 地	6,558	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	24
リ ー ス 資 産	753	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	584
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	357	支 払 承 諾	7,604
無 形 固 定 資 産	850	負 債 の 部 合 計	956,504
ソ フ ト ウ ェ ア	785	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	19	資 本 金	9,061
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	45	資 本 剰 余 金	6,452
前 払 年 金 費 用	6,388	資 本 準 備 金	6,452
繰 延 税 金 資 産	1,858	利 益 剰 余 金	30,409
支 払 承 諾 見 返	7,604	利 益 準 備 金	2,628
貸 倒 引 当 金	△ 3,700	そ の 他 利 益 剰 余 金	27,781
投 資 損 失 引 当 金	△ 19	別 途 積 立 金	26,645
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,136
		自 己 株 式	△ 676
		<株 主 資 本 合 計>	45,248
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	461
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 0
		土 地 再 評 価 差 額 金	962
		<評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計>	1,423
資 産 の 部 合 計	1,003,176	純 資 産 の 部 合 計	46,671
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,003,176

第156期 (2019年 4月1日から 2020年 3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経 常	資 金 運 用 収 入	9,786	13,286
	貸 出 証 券 金 利 息 配 当 利 益	8,678	
	有 価 証 口 金 一 ン 利 息	900	
	預 け の 他 の 引 替 手 収 入	0	
	役 務 受 入 の 他 の 業 務 収 入	47	
	そ の 外 商 品 有 価 証 券 売 却 益	159	
	そ の 償 却 式 他 の 常 経 費	2,455	
	株 式 常 経 費	623	
	所 得 税 等	1,831	
	営 業 外 収 入	171	
	営 業 外 収 入	44	
	営 業 外 収 入	0	
	営 業 外 収 入	47	
経 常	資 金 運 用 収 入	78	
	貸 出 証 券 金 利 息 配 当 利 益	873	
	有 価 証 口 金 一 ン 利 息	48	
	預 け の 他 の 引 替 手 収 入	621	
	役 務 受 入 の 他 の 業 務 収 入	203	
	そ の 外 商 品 有 価 証 券 売 却 益	347	
	そ の 償 却 式 他 の 常 経 費	341	
	株 式 常 経 費	1	
	所 得 税 等	3	
	営 業 外 収 入	1,346	
	営 業 外 収 入	220	
	営 業 外 収 入	1,125	
	営 業 外 収 入	17	
経 常	資 金 運 用 収 入	16	
	貸 出 証 券 金 利 息 配 当 利 益	0	
	有 価 証 口 金 一 ン 利 息	1	
	預 け の 他 の 引 替 手 収 入	9,282	
	役 務 受 入 の 他 の 業 務 収 入	843	
	そ の 外 商 品 有 価 証 券 売 却 益	647	
	そ の 償 却 式 他 の 常 経 費	71	
	株 式 常 経 費	67	
	所 得 税 等	0	
	営 業 外 収 入	56	
	営 業 外 収 入	1,449	
	営 業 外 収 入	8	
	営 業 外 収 入	100	
経 常	資 金 運 用 収 入	6	
	貸 出 証 券 金 利 息 配 当 利 益	94	
	有 価 証 口 金 一 ン 利 息	128	
	預 け の 他 の 引 替 手 収 入	442	
	役 務 受 入 の 他 の 業 務 収 入	△ 107	
	そ の 外 商 品 有 価 証 券 売 却 益		
	そ の 償 却 式 他 の 常 経 費		
	株 式 常 経 費		
	所 得 税 等		
	営 業 外 収 入		
	営 業 外 収 入		
	営 業 外 収 入		
	営 業 外 収 入		
経 常	資 金 運 用 収 入	462	
	貸 出 証 券 金 利 息 配 当 利 益	894	
	有 価 証 口 金 一 ン 利 息		
	預 け の 他 の 引 替 手 収 入		
	役 務 受 入 の 他 の 業 務 収 入		
	そ の 外 商 品 有 価 証 券 売 却 益		
	そ の 償 却 式 他 の 常 経 費		
	株 式 常 経 費		
	所 得 税 等		
	営 業 外 収 入		
	営 業 外 収 入		
	営 業 外 収 入		
	営 業 外 収 入		

第156期（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	9,061	6,452	6,452	2,628	26,145	1,211	29,984	△ 674	44,824
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					500	△ 1,014	△ 514		△ 514
当 期 純 利 益						894	894		894
自己株式の取得								△ 1	△ 1
土地再評価差額金の取崩						46	46		46
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	500	△ 74	425	△ 1	424
当 期 末 残 高	9,061	6,452	6,452	2,628	26,645	1,136	30,409	△ 676	45,248

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,496	△ 0	1,008	2,504	47,328
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△ 514
当 期 純 利 益					894
自己株式の取得					△ 1
土地再評価差額金の取崩					46
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 1,034	0	△ 46	△ 1,080	△ 1,080
当期変動額合計	△ 1,034	0	△ 46	△ 1,080	△ 656
当 期 末 残 高	461	△ 0	962	1,423	46,671

(2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	85,119	預 金	934,576
有 価 証 券	103,914	コールマネー及び売渡手形	60
貸 出 金	778,012	借 用 金	5,000
外 国 為 替	442	外 国 為 替	26
そ の 他 資 産	13,227	そ の 他 負 債	6,871
有 形 固 定 資 産	10,662	賞 与 引 当 金	461
建 物	2,992	退職給付に係る負債	1,663
土 地	6,558	偶 発 損 失 引 当 金	311
リ ー ス 資 産	753	睡眠預金払戻損失引当金	24
その他の有形固定資産	357	販 売 促 進 引 当 金	19
無 形 固 定 資 産	856	再評価に係る繰延税金負債	584
ソ フ ト ウ ェ ア	790	支 払 承 諾	7,604
リ ー ス 資 産	19	負 債 の 部 合 計	957,205
その他の無形固定資産	45	(純 資 産 の 部)	
退職給付に係る資産	7,345	資 本 金	9,061
繰 延 税 金 資 産	1,544	資 本 剰 余 金	6,452
支 払 承 諾 見 返	7,604	利 益 剰 余 金	30,645
貸 倒 引 当 金	△ 3,775	自 己 株 式	△ 676
投 資 損 失 引 当 金	△ 19	<株 主 資 本 合 計>	45,482
		その他有価証券評価差額金	576
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 0
		土 地 再 評 価 差 額 金	962
		退職給付に係る調整累計額	615
		<その他の包括利益累計額合計>	2,154
		非 支 配 株 主 持 分	91
		純 資 産 の 部 合 計	47,728
資 産 の 部 合 計	1,004,933	負債及び純資産の部合計	1,004,933

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	13,666
資金運用収益	9,821
貸出金利	8,713
有価証券利息配当金	900
コールローン利息及び買入手形利息	0
預け金利	47
その他の受入利息	159
役務取引等収益	2,791
その他の業務収益	171
その他の経常収益	881
償却債権取立	48
その他の経常収益	832
経常費用	12,211
資金調達費用	347
預金利息	341
コールマネー利息及び売渡手形利息	1
その他の支払利息	4
役務取引等費用	1,530
その他の業務費用	17
その他の経常費用	9,431
貸倒引当金繰入	653
その他の経常費用	231
経常利益	1,454
特別利益	8
固定資産処分益	8
特別損失	100
固定資産処分損失	6
減損損失	94
税金等調整前当期純利益	1,362
法人税、住民税及び事業税	128
法人税等調整額	443
法人税等還付税額	△ 107
法人税等合計	464
当期純利益	898
非支配株主に帰属する当期純利益	0
親会社株主に帰属する当期純利益	897

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	9,061	6,452	30,216	△ 675	45,055
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 514		△ 514
親会社株主に帰属 する当期純利益			897		897
自己株式の取得				△ 1	△ 1
土地再評価差額金の取崩			46		46
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	429	△ 1	427
当 期 末 残 高	9,061	6,452	30,645	△ 676	45,482

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,596	△ 0	1,008	1,437	4,042	90	49,188
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△ 514
親会社株主に帰属 する当期純利益							897
自己株式の取得							△ 1
土地再評価差額金の取崩							46
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 1,019	0	△ 46	△ 822	△ 1,887	0	△ 1,887
当 期 変 動 額 合 計	△ 1,019	0	△ 46	△ 822	△ 1,887	0	△ 1,460
当 期 末 残 高	576	△ 0	962	615	2,154	91	47,728

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社 鳥取銀行
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河島 啓太 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石上 卓哉 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鳥取銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第156期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社 鳥取銀行
取締役 会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河 島 啓 太 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 上 卓 哉 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鳥取銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鳥取銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第156期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社 鳥取銀行 監査役会

常勤監査役 田 口 昌 浩 ㊞

社外監査役 高 橋 敬 一 ㊞

社外監査役 中 山 博 雄 ㊞

社外監査役 榎 本 武 利 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、地域の中核銀行としての公共性・社会性を重視し、経営基盤の安定確保ならびに自己資本の充実・内部留保の増強による経営体質の強化に努め、より高い評価を受ける銀行を目指すとともに、株主の皆様に対して安定した配当を継続することを基本方針としております。

このような基本方針の下、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき 金25円00銭

総額 234,071,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月24日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 500,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	現在の地位
1	再 任	宮 崎 正 彦 (みやざき まさひこ)	代 表 取 締 役 会 長
2	再 任	平 井 耕 司 (ひらい こうじ)	代 表 取 締 役 頭 取
3	再 任	山 上 恵 吾 (やまがみ けいご)	取 締 役 常 務 執 行 役 員
4	再 任	小野澤 弘 成 (おのざわ ひろなり)	取 締 役 常 務 執 行 役 員
5	再 任	福 田 智 博 (ふくた ともひろ)	取 締 役 常 務 執 行 役 員
6	再 任 社外	芦 崎 武 志 (あしざき たけし)	取 締 役 (社 外 役 員)
7	再 任 社外	北 村 充 晴 (きたむら みつはる)	取 締 役 (社 外 役 員)
8	新 任 社外	藪 田 千登世 (やぶた ちとせ)	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 株式の数
1	みや ざき まさ ひこ 宮 崎 正 彦 (1954年3月11日生) 再任	1976年4月 当行入行 2000年5月 営業企画部長兼お客様サービス 室長 2003年4月 執行役員経営統括部長 2004年4月 常務執行役員 2004年6月 取締役常務執行役員 2008年4月 取締役専務執行役員 2010年6月 代表取締役頭取 2016年6月 代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 一般社団法人鳥取県経営者協会会長	14,000株
	(取締役候補者とした理由) 経営企画部門の経験が長く、部長および担当役員として、長年、経営計画の策定や資本政策、収益管理やリスク管理など、銀行経営全般に携わってきたほか、営業企画部門や人事部門、基幹店舗の支店長経験もあり、幅広い分野に関する知識と経験を有しております。これらの点から、引き続き銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行することができるものと判断し、取締役候補者となりました。		
2	ひら い こう じ 平 井 耕 司 (1960年3月16日生) 再任	1982年4月 当行入行 2008年4月 津山支店長 2009年5月 執行役員審査部長 2012年5月 常務執行役員 2013年6月 取締役常務執行役員 2015年5月 取締役専務執行役員 2016年6月 代表取締役頭取（現任）	8,160株
	(取締役候補者とした理由) 審査部経営サポート室長、審査部長など審査部門の経験が長く、また、基幹店舗の支店長も歴任。役員としても経営企画部門、審査部門の担当を務めるなど、当行における経営管理、リスク管理について豊富な業務経験と銀行の経営全般に関する知見を有しております。これらの点から、引き続き銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行することができるものと判断し、取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当行 株 式 の 数
3	やま がみ けい ご 山 上 恵 吾 (1960年12月12日生) 再任	1985年 4 月 当行入行 2007年 5 月 広島支店長 2010年 5 月 執行役員経営統括部長 2016年 5 月 常務執行役員 2019年 6 月 取締役常務執行役員（米子駐在） (現任)	5,200株
	(取締役候補者とした理由) 経営統括部長のほか、基幹店舗の支店長を歴任。役員としても経営管理部門やシステム部門の担当を務めるなど、リスク管理、営業部門の両面で当行における豊富な業務経験と銀行経営に関する知見を有しております。これらの点から、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。		
4	お の ざわ ひろ なり 小野澤 弘 成 (1962年6月17日生) 再任	1986年 4 月 当行入行 2004年10月 鳥取北支店長 2013年 5 月 執行役員ふるさと振興部長 2016年 5 月 常務執行役員 2019年 6 月 取締役常務執行役員 2020年 4 月 取締役常務執行役員（ふるさと振興本部長、営業統括部・法人コンサルティング部・個人コンサルティング部・業務サポート部担当）(現任)	5,600株
	(取締役候補者とした理由) 支店長経験が豊富であり、基幹店舗の支店長のほか、ふるさと振興部長を歴任。役員としても営業部門の担当を務めるなど、当行の営業部門における豊富な業務経験と銀行経営に関する知見を有しております。これらの点から、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当行 株 式 の 数
5	ふく た と も ひろ 福 田 智 博 (1964年 1 月 6 日生) 再 任	1986年 4 月 当行入行 2010年 2 月 広島支店長 2014年 5 月 執行役員経営統括部長 2016年 5 月 常務執行役員 2019年 6 月 取締役常務執行役員 2020年 4 月 取締役常務執行役員（審査部・ 市場金融部・事務統括部担当） (現任)	5,000株
	(取締役候補者とした理由) 経営統括部長のほか、基幹店舗の支店長を歴任。役員としても経営企画部門や人事部門、審査部門、システム部門の担当を務めるなど、経営管理、リスク管理について当行における豊富な業務経験と銀行の経営全般に関する知見を有しております。これらの点から、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といいたしました。		
6	あし ざき たけ し 芦 崎 武 志 (1958年 2 月 9 日生) 再 任 社外	1980年 5 月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行 2000年 4 月 同 WE B業務部長 2007年 6 月 同 執行役員法人決済ビジネス部長 2010年 5 月 同 常務執行役員 2012年 6 月 同 退任 2012年 6 月 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社代表取締役社長 2016年 6 月 同 退任 2016年 6 月 カブドットコム証券株式会社（現 a uカブコム証券株式会社）取締役会長 2016年 6 月 当行取締役（現任） 2020年 3 月 a uカブコム証券株式会社取締役会長退任	2,100株
	(社外取締役候補者とした理由) 都市銀行において要職を歴任したほか、債権回収に関する企業の代表や証券会社の会長を務めるなど、銀行業務や債権管理に関する高度な知識と経験等を有しております。これらの点や客観的な視点を当行の経営全般と監督機能の強化に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。なお、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当行 株式の数
7	きた むら みつ はる 北村 充晴 (1965年4月23日生) 再任 社外	1989年4月 日本タイムシェア株式会社入社 1997年6月 同 退職 1997年7月 株式会社プライド入社 2014年6月 同 取締役 2015年6月 同 取締役専務 2016年6月 同 代表取締役社長（現任） 2019年6月 当行取締役（現任）	100株
	（社外取締役候補者とした理由） 情報システムのコンサルティング企業において要職を務めるなど、IT分野における高度な知識と経験を有しております。これらの点や客観的な視点を当行の経営全般と監督機能の強化に活かしていただけると判断し、社外取締役候補者としたしました。なお、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。		
8	やぶ た ちと せ 藪田 千登世 (1959年11月26日生) 新任 社外	1984年4月 鳥取県庁入庁 2012年4月 同 商工労働部雇用人材総室長 2013年4月 同 生活環境部くらしの安心局長 2016年4月 同 福祉保健部長 2017年4月 同 会計管理者 2019年3月 同 退職 2019年4月 国立大学法人鳥取大学 理事（地域連携担当）・副学長（現任）	0株
	（社外取締役候補者とした理由） 鳥取県福祉保健部長や会計管理者を歴任するなど、地方行政に長年携わった豊富な経験と高い見識を有しております。これらの点や客観的な視点を当行の経営全般と監督機能の強化に活かしていただけると判断し、社外取締役候補者としたしました。なお、過去に直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- （注）
1. 取締役数は前年と同様の8名体制であり、うち3名が社外取締役であります。
 2. 各取締役候補者と当行との間には特別な利害関係はありません。
 3. 芦崎武志、北村充晴、藪田千登世の3氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 芦崎武志、北村充晴の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、藪田千登世氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 5. 芦崎武志、北村充晴の両氏と当行との間で、当行定款第27条の規定による責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当行は、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、藪田千登世氏の選任が承認された場合、当行は、新たに当該契約を締結する予定であります。なお、契約内容の概要は、事業報告2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項（3）責任限定契約に記載のとおりであります。

(ご参考)『独立性の判断基準』

当行では、社外取締役および社外監査役の候補者の独立性に関して、以下の基準に基づき判断しております。

1. (1) 当行または子会社の取締役、執行役員またはその他の従業員（以下、業務執行者という。）ではなく、かつ、その就任の前10年間に於いて当行または子会社の業務執行者ではなかったこと。
(2) その就任の前10年内のいずれかの時に於いて当行または子会社の取締役または監査役であったことがある者（業務執行者であったことがあるものを除く。）に於いては、当該取締役または監査役への就任前10年間に於いて当行または子会社の業務執行者ではなかったこと。
2. 当行の現在の主要株主※₁またはその業務執行者ではないこと。
3. (1) 当行もしくは子会社を主要な取引先※₂とする者またはその業務執行者ではなく、また、過去3年間に於いてその業務執行者ではなかったこと。
(2) 当行もしくは子会社の主要な取引先またはその業務執行者ではなく、また、過去3年間に於いてその業務執行者ではなかったこと。
4. コンサルタント、会計専門家または法律専門家については、当行から役員報酬以外に過去5年間の平均で年間10百万円を超える金銭その他の財産を得ている者ではなく、当行を主要な取引先とする会計・法律事務所等の社員等ではないこと。
5. 当行または子会社の監査法人または当該監査法人の社員等ではなく、過去3年間、当該社員等として当行または子会社の監査業務を担当したことがないこと。
6. 当行または子会社から、一定額（過去3年平均で年間10百万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと。
7. 当行または子会社の取締役、執行役員、管理職等重要な従業員または上記の要件に基づき当行からの独立性が確保されていないと判断する者の配偶者または二親等内の親族ではないこと。

※ 1 主要株主：総議決権の10%以上を保有する株主

※ 2 主要な取引先：年間連結売上高（当行の場合、年間連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定

以 上

[illegible]

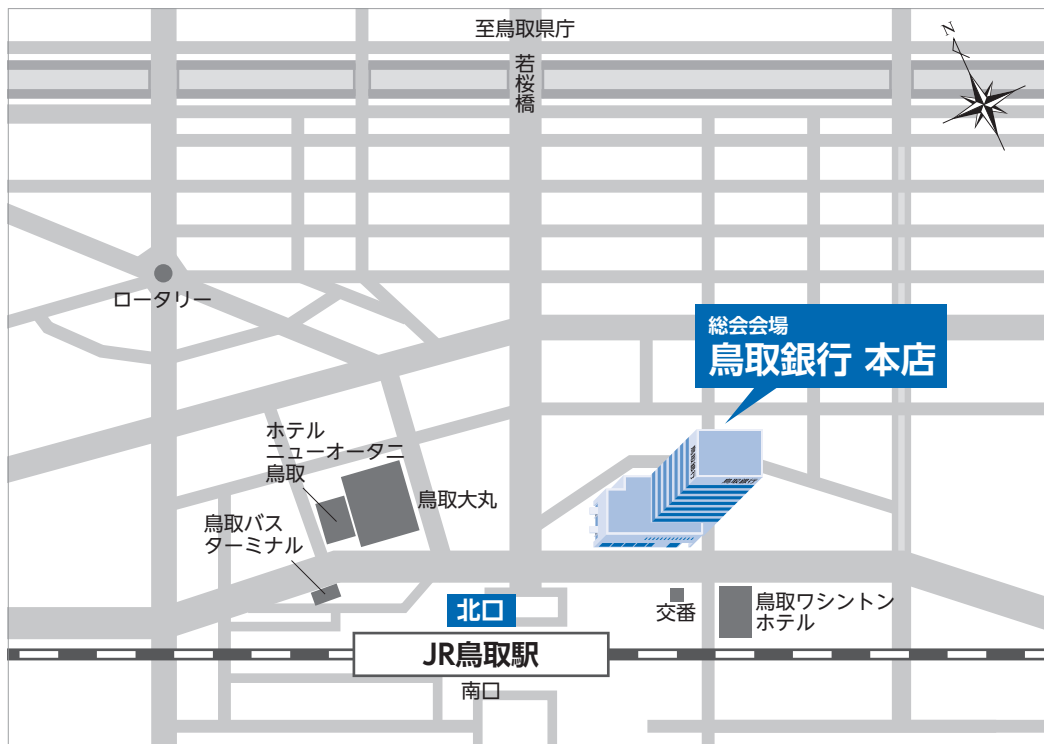
株主総会会場ご案内

開催
場所

鳥取市永楽温泉町171番地
当行本店 3 階ホール
☎ 0857-37-0262 (本店直通)

開催
日時

2020年6月23日(火曜日)
午前10時



交通のご案内



列車をご利用の場合

JR鳥取駅 **北口** から 徒歩約 **3** 分



バスをご利用の場合

鳥取バスターミナル から 徒歩約 **5** 分



飛行機をご利用の場合

鳥取空港 から 車で約 **20** 分



青い鳥の銀行です。

鳥取銀行



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した植物油
インキを使用しています。